

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 2 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月14日

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 損害賠償の額 14万7,900円

2 損害賠償の相手方 （省 略）

3 事故の概要

令和7年10月17日午前10時頃、市道労災病院東筋線 （省 略）

において、公用車が進行方向転換のため後進した際、相手方フェンスに接触し、損傷させた。